

2021.12.18

行政法

・条文で引用する際に○条○項○号まで詳細に

設問1

行手法

わざわざ受けてらす”
 ・審査がめんどくさい
 ・答申期間

立法趣旨にそったほう → 解しにく
 絶

受領しようと思えばできるはんで 7条の「到達」に該当する
 本件では窓口まで書面を持っていたので (到達)

要件上
 返戻: 受けとてもだめになるので補正がにかかる場合も

こ
 ↳ 法律上の要件でないを理由に補正を求めることはだめ

設問2 行手3条 趣旨

指導に従うのは任意 → 強制できない

要件論 ~~要件論~~ と

設問3

- ・ 知分性 → スタディ ① ~ ④
- ・ 取消訴訟に知分性を要する理由
- ・ 公定力

- ・ その時点では争えなかったら ×
- ・ 例外は存在しないか?
- ・ 行政行為に対する取消訴訟の概念

本件同意は??

- ・ 内部行為である

↑

確定でない。仏に知られていない

- ・ 後から争った(争い)といふのでは?

- ・ 「法律上保護された利益」の定義 → 判例

- ・ 小田急事件参照

- ・ 目的規定から直ちに言

×

↳ 問題となっているのは個別具体的な行為について考える

① 知分性の根拠となる条文 + ② 法令の目的 + ③ 利益の内容・性質
(行政法(条)条文の指示に従う)

・ 住居環境の利益

- ・ 条文が与えられると必ずそこに問題がある